

➤ 規制改革に関する第3次答申（平成27年6月16日規制改革会議）抜粋

5. 地域活性化分野

（3）具体的な規制改革項目

③主に地方自治体が所管する規制の改革

ア 小規模宿泊業のための規制緩和

- インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した宿泊サービスの提供【平成27年検討開始、平成28年結論】

自宅又は自宅の一部や専ら自らが使用することを目的としている別荘等について、自ら使用していない期間等に他人に有償で貸し出す場合、旅館業法の許可を受け、旅館業法や旅館業法施行令、及び各自治体の条例で定める構造設備等を備える必要がある。一方で、自宅又は自宅の一部や遊休期間が長くなった別荘等を活用した宿泊サービスについては、その地域に様々な消費を生む可能性があることから、その利活用について柔軟に考えるべき、との指摘がある。また、インターネットを通じ宿泊者を募集するシェアリングのような、新たなサービス形態について、実態が先行している問題と空きキャパシティの利活用の観点から検討すべき、との指摘がある。

したがって、インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、関係省庁において実態の把握等を行った上で、旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討し、結論を得る。

➤ 規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）抜粋

5 地域活性化分野

（1）規制改革の観点と重点事項

内閣の重要施策である地方創生に資するため、地域活性化分野における規制改革事項として、①空きキャパシティの再生・利用、②地域における道路の多面的機能の発揮、③主に自治体が所管する規制の改革、④その他地域活性化に資する規制改革、という4つの視点における以下の規制改革事項に重点的に取り組む。

また、規制改革は地道で継続を必要とする取組であるため、地域の実情をよく知る地域において、課題を発掘し、継続して取り組む体制を整えることが不可欠である。地域のニーズに即応した規制改革を進めるため、地方自治体に、地方版規制改革会議を設置することを提案する。地方版規制改革会議が設置された場合、規制改革会議においては、これまで培ってきた知見を活用できるよう、継続的に必要な支援を行っていくこととする。

（2）個別措置事項

③主に地方自治体が所管する規制の改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
17	小規模宿泊業のための規制緩和③（インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した宿泊サービスの提供）	インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、関係省庁において実態の把握等を行った上で、旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討し、結論を得る。	平成27年検討開始、平成28年結論	厚生労働省